



特定油証明書・緊急措置サービス

特定油防除資材備付証明書／油回収装置等配備証明書)

特定油防除資材の備え付けや油回収装置等の配備が
法律で義務付けられています！

mdpc

検索

平成 29 年 10 月より
新特定油証明書サービスを開始します。
(受付開始：平成 29 年 9 月 1 日～)

一般財団法人海上災害防止センター

はじめに

当センターは、日本周辺海域において特定油タンカーの海難事故などにより特定油の排出や火災等が発生した場合に、当該タンカーの所有者等からの委託や、海上保安庁長官の指示を受け、防除・消火措置等を実施することができる唯一の指定海上防災機関です。

当センターでは、全国規模で事故対応体制を確立し、特定海域（東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海）、並びに、その他特定油タンカーの入港実績がある主要な港域に、特定油防除資材の備え付けや油回収装置等の配備を行い、船舶所有者の皆様に経済的な価格で特定油証明書を発行するサービスを提供してきました。

この度新たに、平成 29 年 10 月 1 日から、特定油証明書の発行に加え、特定海域を航行中の証明書取得船舶で事故が発生したときには、要請があれば、当センターが直ちに現場に急行し、緊急の防除措置を実施する“緊急措置サービス”を開始します。関係官庁・団体等との長年の協議の末、特定油証明書取得船舶に対しても、HNS 資機材要員配備証明書取得船舶と同様の、より質の高い緊急措置サービスを提供することができるようになりました。

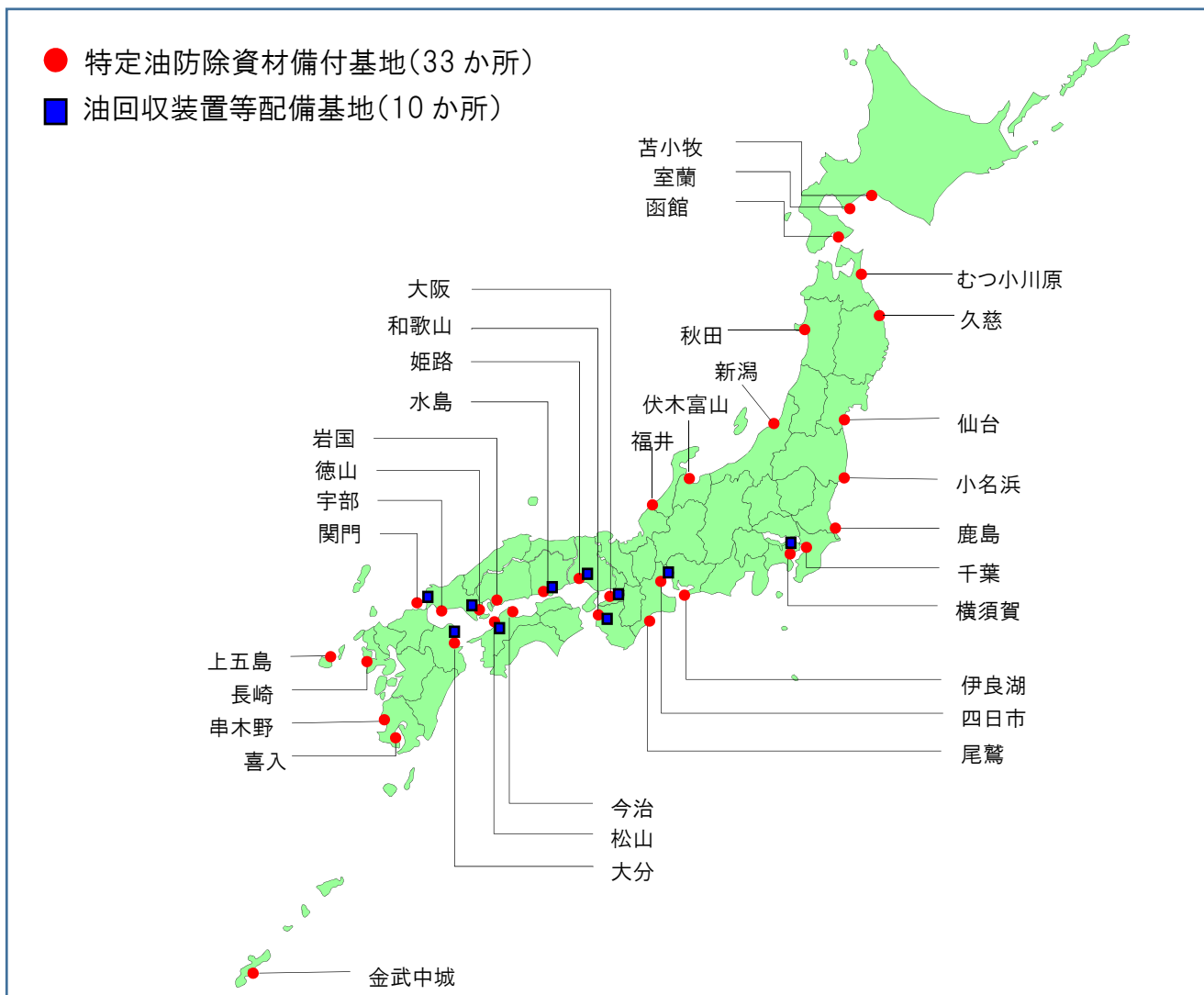
このサービスは、船舶所有者の皆様の CSR やコンプライアンスに寄与できるサービスであると確信します。

<用語の定義>

<用語の定義>

- “特定油”とは、原油、重油、潤滑油など蒸発しにくい油で持続性を有する炭化水素油をいう。
- “大量の特定油”とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という）で定める濃度及び量の基準以上の特定油をいう。具体的には、次のとおり。
 - 油分の濃度が、排出される油 10,000cm³あたり 10 cm³（10,000ppm）以上であること。
 - 油の量が、100ℓ 以上の特定油分を含む量であること。
- “特定油タンカー”とは、特定油をバラ積み貨物として積載できる構造のタンカーで、現に特定油を積載して航行するタンカーをいう。
- “特定油防除資材”とは、排出特定油の防除のための資材であり、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤をいう（海防法第 39 条の 3、同施行規則第 33 条の 3）。
- “油回収装置等”とは、大量の特定油を回収するための機械器具である油回収装置、及び、これを積載するなどして特定油の回収の用に供する船舶である補助船をいう（海防法第 39 条の 4、同施行規則 33 条の 10）。
- “特定海域”とは、海防法施行規則第 33 条の 6 第 2 号から第 4 号に掲げる海域、所謂、東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海をいう（海防法第 39 条の 4、同施行規則第 39 条の 9）。
- “適用海域”とは、特定海域、特定海域を除く港則法に基づく港及び鹿児島湾をいう（海防法第 39 条の 3 但書、同施行規則第 33 条の 6）。
- “緊急措置”とは、特定油防除資材備付証明書又は油回収装置等配備証明書取得船舶が特定海域内で大量の特定油排出事故発生時又はそのおそれがある場合に、センターが直ちに（概ね 2 時間から 3 時間以内に）事故現場に急行して緊急に初期の防除作業及び消火・延焼の防止、その他の対応を行うことをいう。
- 特定油防除資材備付証明書及び油回収装置等配備証明書を併せて、“特定油証明書”と呼び、それに関するサービス（緊急措置を含む）を“特定油証明書サービス”と呼ぶ。

MDPC の特定油防除資材・油回収装置等配備基地



1. 海防法の内容

150 総トン以上の特定油タンカーが適用海域を航行するときは、当該船舶所有者に対し、特定油防除資材の備え付けが義務付けられています。また、総トン数5,000トン以上の特定油タンカーが特定海域を航行するときは、当該船舶所有者に対し、油回収装置等の配備が義務付けられています。なお、この義務を怠った場合は、50万円以下の罰金となります。

(資料1)

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の3及び同第39条の4」の内容

(排出特定油の防除のための資材)

法律第39条の3次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、排出された特定油の広がり及び引き続き特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（第三十九条の五において「排出特定油の防除」という。）のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなければならない。ただし、第一号に掲げる船舶にあつては、港湾その他の国土交通省令で定める海域を航行中である場合に限る。

一 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者

二 (略)

三 (略)

(油回収船等の配備)

法律第39条の4 総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー（その貨物艙の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有するタンカーにあつては、当該貨物艙の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるものに限る。以下「特定タンカー」という。）の船舶所有者は、特定タンカーが常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて特定油の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定めるものを、特定タンカーに貨物としてばら積みの特定油を積載して航行させるときは、油回収船又は特定油を回収するための機械器具で国土交通省令で定めるものを配備しなければならない。

2 前項の油回収船及び特定油を回収するための機械器具の配備の場所その他配備に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(関係罰則)

法律第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第6条第1項、第7条第1項、第8条の2第4項、第9条の4第1項若しくは第2項、第10条の3第1項、第18条の5第1項又は第39条の3の規定に違反した者

3～16 (略)

17 第39条の4第1項又は第39条の5の規定に違反した者

18～21 (略)

2. 海上災害防止センターの取組み・サービス内容

(1) 証明書の発行

① 特定油防除資材備付証明書

総トン数150トン以上の特定油タンカーが適用海域を航行する場合には、当該船舶所有者に対して、特定油防除資材の備え付けが義務付けられています。当センターは船舶所有者に代わりこれら特定油防除資材を備え付けていることを証する“**特定油防除資材備付証明書**”を発行します。

※ なお、センターは、現段階では、大型特定油タンカー利用港のみに特定油防除資材を配備しており、適用海域の一部については、本サービスの対象外となっておりますので、ご注意下さい。特定海域の他、証明書の効力を有する港は、苫小牧、室蘭、函館、むつ小川原、久慈、秋田、仙台、小名浜、鹿島、新潟、伏木富山、福井、伊良湖、尾鷲、長崎、上五島、喜入、串木野、金武中城です。

② 油回収装置等配備証明書

総トン数5,000トン以上の特定油タンカーが特定海域を航行する場合には、当該船舶所有者に対して、油回収装置等の配備が義務付けられています。当センターは、船舶所有者に代わりこれらを配備していることを証する“**油回収装置等配備証明書**”を発行します。

(2) 緊急措置の実施

平成29年10月以降は“緊急措置サービス”を付加した証明書を発行します。特定海域において、万一の衝突や座礁などの海難事故によって大量の特定油が海上に流出した場合に、センターは、証明書取得船舶から出動要請を受ければ、直ちに現場に急行し、迅速・的確な対応を実施します。

※ ただし、Ship-to-Ship Transfer作業中（準備中を含む）の特定油の排出については、本サービスの対象外となっておりますので、ご注意下さい。

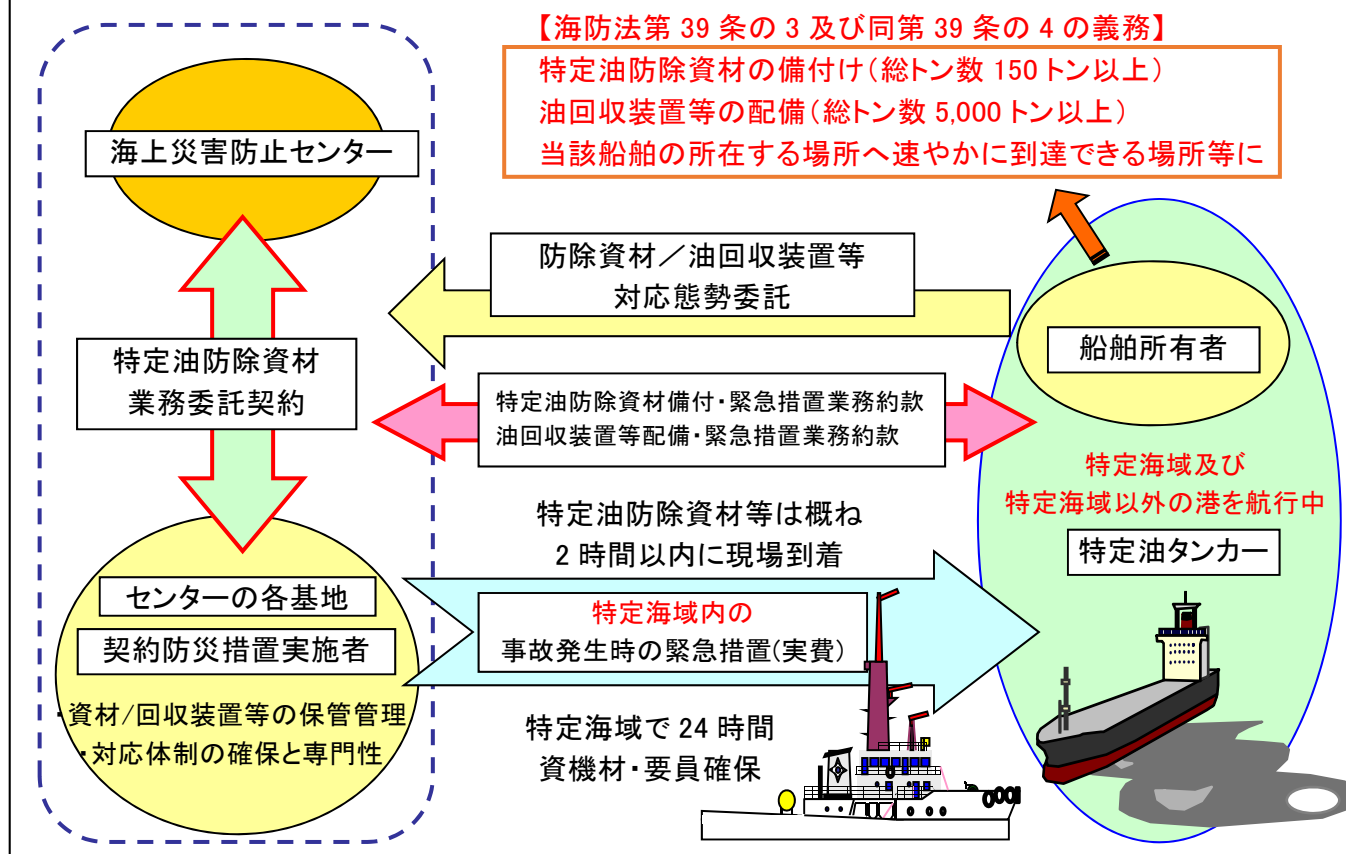
※ なお、緊急措置の実施は、最長24時間です。万一24時間を超える可能性がある場合には、作業を終了するか否か、海防法第42条の14第2号の業務への移行、船舶所有者委嘱の第三者による対応の実施など、その他必要な対応について船舶所有者及びP&I保険を含む関係者と協議します。

※ 平成29年10月以降に発給する特定油証明書には、全て緊急措置サービスが付加されます。

特定油証明書サービスの具体的な内容や約款については当センターのホームページ「<http://www.mdpc.or.jp>」に掲載しています。



「特定油証明書(特定油防除資材証明書／油回収装置等配備証明書)」の関係図



3. サービスの仕組み

(1) 証明書の発行

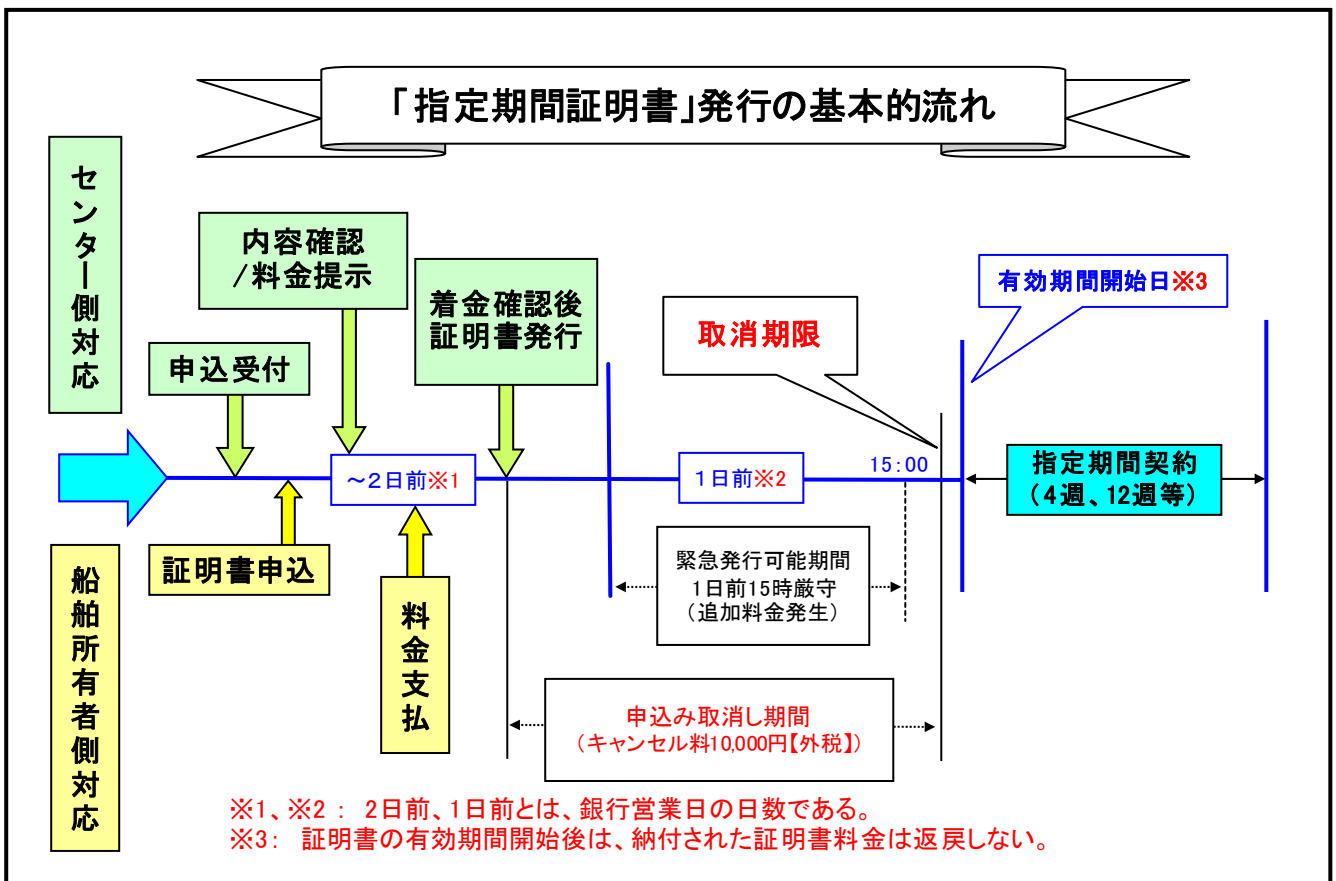
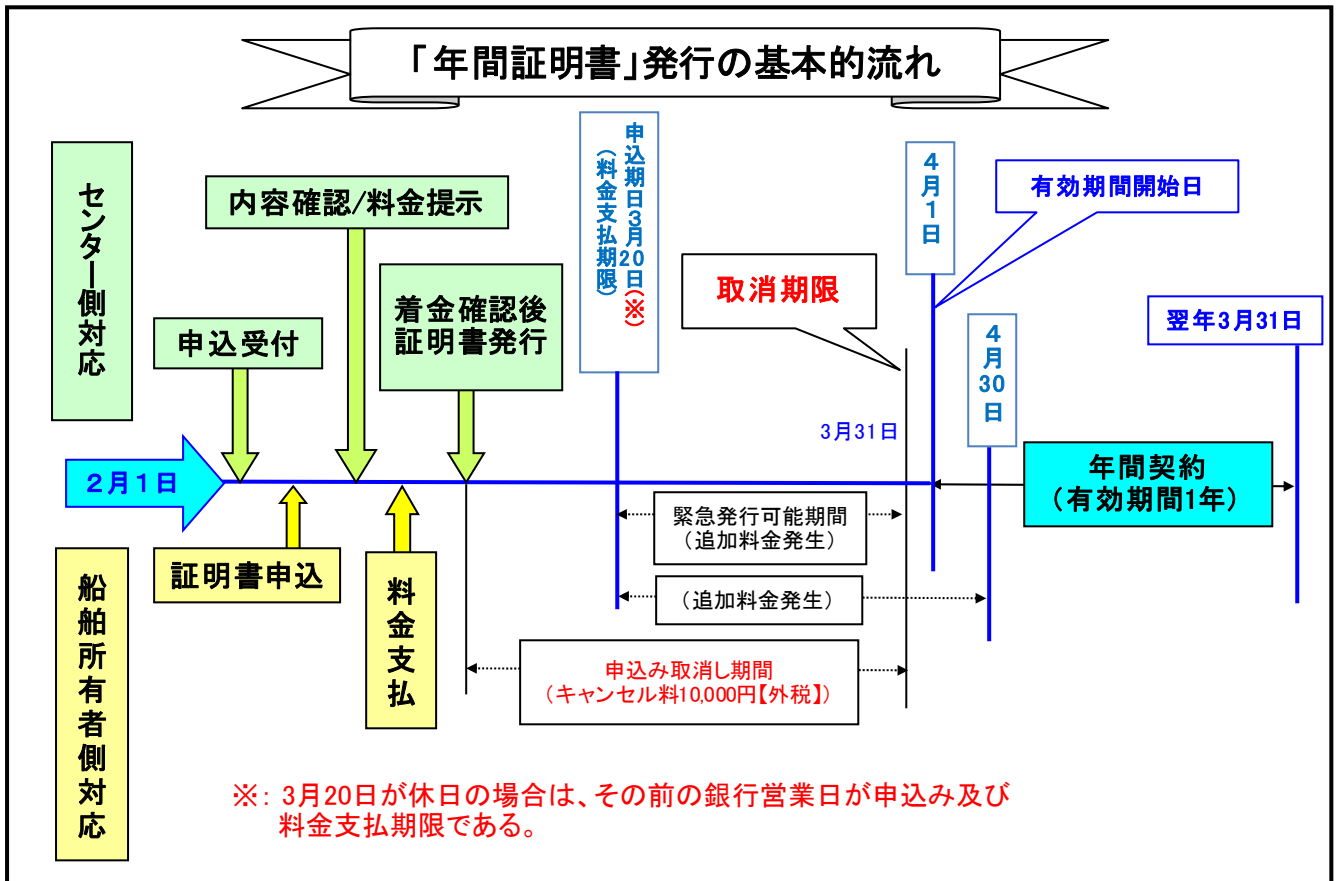
特定油タンカーの船舶所有者は、当センターのホームページに掲載する約款の内容を了解の上、同ホームページからオンラインで申込みをすることができます。所定の料金の入金が確認でき次第、当センターから、当該船舶所有者に対し、電子メールで、特定油防除資材備付証明書、油回収装置等配備証明書を送付します。申込み期限は、通常発行の場合、有効期間開始日の2日前、緊急発行の場合、前日（15時厳守）です。

(2) 証明書の種類

「年間証明書」及び「指定期間証明書」（4週間、8週間、12週間及び26週間）の2種類があります。なお、HNS資機材要員配備証明書とは異なり、「限定年間証明書」はありませんのでご注意ください。

(3) 証明書取得の効果

- ① 当センターが当該船舶所有者に代わり「特定油防除資材」又は「油回収装置等」を確保していることを海上保安庁に証明します（ただし、年間証明書の場合に限る）。
- ② 特定海域内で特定油の排出事故が発生した場合やそのおそれがある場合、当該船舶所有者や船長は、当センターに対し、緊急措置の実施を要請することができます（ただし、緊急措置の実施に要した費用は別途実費を請求します）。



4. 証明書の料金

(1) 証明書料金

① 特定油防除資材備付証明書

(単位：円)

総トン数 (G/T)	年間	指定期間<4週>	指定期間<26週>
200G/T 未満	224,000	28,000 (31,000)	112,000 (115,000)
200G/T 以上 500G/T 未満	264,000	33,000 (36,000)	132,000 (135,000)
500G/T 以上 1,000G/T 未満	288,000	36,000 (39,000)	144,000 (147,000)
1,000G/T 以上 5,000G/T 未満	336,000	42,000 (45,000)	168,000 (171,000)
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	552,000	69,000 (72,000)	276,000 (279,000)
10,000G/T 以上 50,000G/T 未満	688,000	86,000 (89,000)	344,000 (347,000)
50,000G/T 以上 100,000G/T 未満	776,000	97,000 (100,000)	388,000 (391,000)
100,000 G/T 以上	864,000	108,000 (111,000)	432,000 (435,000)

② 油回収装置等配備証明書

(単位：円)

総トン数 (G/T)	年間	指定期間<4週>	指定期間<26週>
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	880,000	110,000 (113,000)	440,000 (443,000)
10,000G/T 以上 50,000G/T 未満	1,000,000	125,000 (128,000)	500,000 (503,000)
50,000G/T 以上 100,000G/T 未満	1,128,000	141,000 (144,000)	564,000 (567,000)
100,000 G/T 以上	1,248,000	156,000 (159,000)	624,000 (627,000)

※指定期間証明書の種類は、上表①及び②に記載のほか、8週間及び12週間があり、料金は4週間の2倍及び3倍である。

※上記①及び②の表中の()は、証明書の発行手数料を含む額である。

※上記①及び②の表の金額は消費税を含まない額である。なお、日本籍船を除き、消費税は免除されている。

(2) 追加料金

申込み締切日を越えて緊急に証明書の発行を申込む場合、上記証明書料金に加え、以下の追加料金（外税）が必要となる。

「指定期間証明書」：4週間分の証明書料金の50%

「年間証明書」：当該証明書料金の10%

(3) 手数料

①証明書の発行手数料は、3,000円(外税)。ただし、年間証明書の場合は免除。

②証明書の記載事項を修正する場合の再発行手数料は、3,000円(外税)。

③年間証明書の有効期間中に海難事故などにより廃船等となった場合に、証明書料金の一部を返戻する場合の返戻手数料は、3,000円(外税)。

④振込手数料は依頼主（要請者）負担。

⑤証明書発行申込のキャンセル料（取消手数料含む）は、10,000円（外税）。

(4) 料金の返戻

約款又は料金規程に別段の定めがない限り、センターは証明書料金等を返戻しない。

返戻する場合の例及び返戻金は以下のとおり。

①年間証明書の有効期間中に海難事故などにより廃船等となった場合

【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (廃船等とした日を含む月までの当該証明書料金月割額 + 追加料金 (もしあれば) + 返戻手数料 + 銀行送金手数料)】


②証明書発行前に証明書発行申込の取消があった場合

【返戻金 = 着金額 - 銀行送金手数料】

③証明書発行後、当該証明書の有効期間開始前に、証明書発行申込の取消があった場合

【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (当該証明書発行手数料 + キャンセル料 + 追加料金 (もしあれば) + 銀行送金手数料)】

詳細は、約款及び特定油防除資材備付証明書/油回収船等配備証明書発行に係る料金規程をご参照下さい。



5. 緊急措置の費用

緊急措置の要請を受け、当センターが緊急措置を実施した場合には、上記証明書料金とは別に、以下の費用負担が発生します。

- (1) センターが予め緊急措置の実施のために必要な契約を締結している防災措置実施者の作業経費
- (2) センターが保有し、緊急措置に使用した船艇・資機材等の経費
- (3) センター経費
- (4) その他別途合意した経費



一般財団法人海上災害防止センター

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5
横浜アイマークプレイス6F

防災部業務課、機材部管理課

電話 045 (224) 4378 HNS 証明書担当 (直通)
045 (224) 4319 特定油証明書担当 (直通)
045 (224) 4315 事故対応担当 (直通)
Fax 045 (224) 4323
URL <http://www.mdpc.or.jp>

平成29年9月1日作成